

議案第38号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
西郷団地	鳥取市河原町中井
略	
智頭第1団地	八頭郡智頭町大字智頭
略	
隼団地	八頭郡八頭町見櫻中
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治団地	鳥取市
湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地	
西郷団地 宝木団地	
土師百井団地 船岡団地 隼団地	八頭町

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
西郷団地	鳥取市河原町中井
ほきもと団地	鳥取市佐治町葛谷
略	
智頭第1団地	八頭郡智頭町大字智頭
智頭第2団地	八頭郡智頭町大字山根
略	
隼団地	八頭郡八頭町見櫻中
中南団地	八頭郡八頭町南
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治団地	鳥取市
湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地	
西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	
土師百井団地 船岡団地 隼団地	八頭町

智頭第1団地 杉の香団地	智頭町
略	
中南団地	
智頭第1団地 <u>智頭第2団地</u> 杉の 香団地	智頭町
略	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。